

栃木県同窓会開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、若者が同窓生との再会の場において、結婚や子育ての状況、働き方及び地域での暮らしに関する情報等を共有することにより、自らのライフデザインを考える機会を創出し、結婚や子育てに対する関心の醸成を図るとともに、定住又はUターンに対する意欲の向上を図るため、同窓会の開催を支援する市町に対し、予算の範囲内で栃木県同窓会開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、栃木県内の市町とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市町が同窓会の開催経費を支援する事業（市町が、同窓会又は同窓会に準ずるイベントを主催する場合も、本事業に含む。）のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 県内に存する小学校、中学校（中等教育学校前期課程・特別支援学校中学部を含む。）、高等学校（中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部・高等専門学校を含む。）及び大学等（以下「学校等」という。）の同窓会（学校等の卒業生等で組織された団体が補助する同窓会を含む。）で、参加者の年齢が満35歳に達する年度の末日までに開催されるものであること。

なお、幅広い年代が参加する同窓会については、満35歳に達する年度の末日までの参加者に係る経費を補助金の交付の対象とする。

(2) 同窓会の参加者に対し、県が別途指定するアンケートへの回答、ライフデザイン冊子等の配布及び情報発信等への協力依頼をすること。

2 補助対象事業が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 国又は県の他の補助金等の交付を受けているもの又は受ける予定となっているもの。
- (2) 特定の候補者、政治団体及び宗教団体等の活動又は宣伝並びにその他社会通念上公金で補助することがふさわしくない同窓会を対象とするもの。
- (3) その他知事が補助の対象としないことが適当であると認める同窓会を対象とするもの。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に実施計画書（様式第2号）及びその他必要な書類を添えて、知事に対し、別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じてヒアリングを行い、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をした場合は、速やかにその決定の内容を、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付申請者が、前条の規定による通知を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付決定の内容に不服があるときは、交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更等の承認)

第9条 第7条の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽易な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象経費の30%以内の減額

(2) 補助事業に要する経費間の30%以内の変更

(3) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲において、補助事業の細部の変更

2 知事は、前項の規定による変更等の承認申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、変更等の承認を行い、補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の求めがあったときは、補助事業の実施状況を知事に報告し

なければならない。

(指示)

第 11 条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し必要な指示をすることができる。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止（廃止）の承認を受けた場合を含む。）は、実績報告書（様式第 4 号）、実績調書（様式第 5 号）及びその他必要な書類を添えて、事業完了後 1 か月以内又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じてヒアリングを行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第 6 号）により補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 知事は、交付対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要綱の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、この要綱若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があったのちにおいても適用があるものとする。

3 第 7 条の規定は、第 1 項の規定による取消しの場合に準用する。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第 17 条** 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- 3 知事は、前 2 項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(理由の提示)

- 第 18 条** 知事は、第 11 条第 1 項の規定により指示を行うとき、又は第 15 条第 1 項の規定により決定の取消しを行うときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(補助金の経理)

- 第 19 条** 補助事業者は、補助事業の執行及びその収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する年度の終了後、少なくとも 5 年間はこれを保存しなければならない。

(その他)

- 第 20 条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。
ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助限度額 （1市町あたり 年間の上限）
同窓会開催経費支援事業	1 市町による 補助事業	市町が支出する補助金及び交付金（名称は問わない）	1 / 2	500,000 円 ※1、2 合計の 補助限度額
	2 市町が同窓会 又は同窓会に準 ずるイベントを 主催	同窓会やイベント開催に要する次の経費 ・印刷製本費 ・会場使用料及び食糧費 ・報償費 ・旅費 ・その他需用費（消耗品及び燃料費） ・役務費（通信運搬費、広告費、各種手数料、ボランティア保険料） ・委託料 ・その他使用料及び貸借料 ・原材料費 ・その他経費（上記以外で適当と認める経費）		

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 年 月 日

栃木県知事 様

市町村長

栃木県同窓会開催支援事業補助金交付申請書

令和 年度において、次のとおり栃木県同窓会開催支援事業補助金の交付を受けた
いので、栃木県同窓会開催支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添え
て申請します。

記

1 補助対象事業の内容 実施計画書（様式第 2 号）のとおりに

2 補助金交付申請額 金 円

3 関係書類

（1）実施計画書（様式第 2 号）

（2）その他参考資料

※複数市町で事業実施する場合は、各市町の負担額が分かる資料を添付すること

様式第 2 号（第 5 条関係）

栃木県同窓会開催支援事業実施計画書

市町名			
補助事業の区分 ※該当する方に○	・ 市町による補助事業 ・ 市町が同窓会又は同窓会に準ずるイベントを主催		
個別事業名			
総事業費	円	補助対象経費	円
事業概要			
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業計画の内容			
県のアンケート以外でも効果測定を予定している場合は、その方法 (※県のアンケートへの設問の追加を希望する場合はその内容を記載)			

事業経費（単位：円）			
経費区分	補助対象 事業費	補助対象外 事業費	積 算 内 訳
計			
※ 「経費区分」欄には、補助金、需用費、委託料等の支出科目を、「積算内訳」欄は経費の具体的内容や使途を記載のこと。 ※ 幅広い年代が参加する場合（第3条第1項第1号 なお書き）において、市町が会場費など参加費以外の支出を行う場合、以下の計算式をもとに補助対象事業費を算出すること。 〔(市町が支出する額)-(参加者が支払う会費)〕×満35歳までの参加者数/全体人数			

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

栃木県知事 様

市町村長

栃木県同窓会開催支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け、栃木県指令人口第 号で交付決定を受けた
栃木県同窓会開催支援事業補助金について、下記のとおり事業を変更（中止又
は廃止）したいので、栃木県同窓会開催支援事業補助金交付要綱第9条の規定
により、承認を申請します。

記

- 1 個別事業名

- 2 変更（中止、廃止）の理由

- 3 変更の内容

- 4 中止（廃止）後の措置

様式第4号（第12条関係）

令和 年 月 日

栃木県知事 様

市町村長

栃木県同窓会開催支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け、栃木県指令人口第 号で交付決定を受けた補助事業を完了したので、栃木県同窓会開催支援事業補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 個別事業名
- 2 実績額
- 3 実施結果 実績調書（様式第5号）のとおり
- 4 添付書類 証拠書類、アンケート結果、その他参考資料

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

栃木県同窓会開催支援事業実績調書

市町名			
補助事業の区分 ※該当する方に○	・ 市町による補助事業 ・ 市町が同窓会又は同窓会に準ずるイベントを主催		
個別事業名			
総事業費	円	補助対象経費	円
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業の 実施内容			
事業の効果 (アンケート結 果概要等)			

事業経費（単位：円）			
経費区分	補助対象 事業費	補助対象外 事業費	積 算 内 訳
計			

※ 「経費区分」欄には、補助金、需用費、委託料等の支出科目を、「積算内訳」欄は経費の具体的内容や使途を記載のこと。

※ 幅広い年代が参加する場合（第3条第1項第1号 なお書き）において、市町が会場費など参加費以外の支出を行う場合、以下の計算式をもとに補助対象事業費を算出すること。

〔(市町が支出する額)-(参加者が支払う会費)〕 × 満 35 歳までの参加者数/全体人数

様式第6号（第14条関係）

令和 年 月 日

栃木県知事 様

住所
市町村長

栃木県同窓会開催支援事業補助金請求書

令和 年 月 日付け、栃木県指令人口第 号で確定通知のあった
栃木県同窓会開催支援事業補助金について、栃木県同窓会開催支援事業補助金
交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 個別事業名

- 2 交付決定額 円

- ### 3 確定額

- 4 請求額 円

- ## 5 発行責任者及び担当者

発行責任者	(所属)	(職名)	(氏名)
	(連絡先)		
担当者	(所属)	(職名)	(氏名)
	(連絡先)		